

入札契約制度の改正について

令和7年2月28日

倉敷市の入札契約制度について、次のとおり改正しますのでお知らせします。

1 受注制限の緩和について

(1) 改正内容

建設工事における受注制限について、次のとおり改正します。

【現行】

同一年度内に本市が発注する予定価格 1億5千万円以上の工事を3件落札した者は、以降、当該年度内の予定価格 1億5千万円以上の工事の入札に参加できない。

【改正後】

同一年度内に本市が発注する予定価格 2億円以上の工事を3件落札した者は、以降、当該年度内の予定価格 2億円以上の工事の入札に参加できない。

(2) 改正時期

令和7年4月1日以降の入札公告分から

2 建設工事の設計施工分離発注について

(1) 改正内容

建設工事における入札参加資格要件の共通事項について、「対象工事に係る設計委託業務の受託者でないこと」を追加します。

(2) 改正時期

①対象となる設計委託業務の範囲

測量、建設コンサルタント業務のうち、令和7年4月1日以降の入札公告・指名通知分から

②対象となる建設工事の範囲

上記①の設計業務に基づく工事のうち、令和8年6月1日以降の入札公告・指名通知分から

3 現場代理人等の兼務要件の緩和について

(1) 改正内容

現場代理人の兼務要件について、次のとおり改正します。

【現行】

現場代理人は他の工事の主任技術者等を兼務することはできない。

【改正】

次の全ての要件を満たしている場合に限り、現場代理人は他の工事の現場代理人または主任技術者等（非専任工事の技術者に限る）を最大3件まで兼務できる。

- ① 公共工事であること
- ② 施工場所が倉敷市内であること

- ③ 兼務しようとする工事の当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の1／2）の合計額が4000万円未満であること
- ④ 発注者との連絡体制が確保されていること
- ⑤ 兼務する工事現場のいずれかに常駐していること
- ⑥ 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理や現場の運営・取締りに支障を生じさせないこと

一人の技術者が同一現場の現場代理人と主任技術者等を兼ねている場合も、上記条件を満たせば兼務が可能です。

(2) 改正時期

令和7年4月1日から

4 電子保証の導入について

(1) 改正内容

契約課が入札を行っている建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の契約において、西日本建設業保証（株）等の保証事業会社が行う保証に限り、契約保証書証書及び前払金保証証書について、日本電子認証（株）が提供する発注者用保証確認サービス（D-sure）を契約課で閲覧することにより保証内容を確認することで、書面の提出を不要とします。（電子保証を利用せず、従前のように書面により提出することも可能です。）

※金融機関による契約保証、履行保証保険及び公共工事履行保証は対象外です。

(2) 改正時期

令和7年4月1日以降に契約を締結する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等

(3) 手続の手順

①保証事業会社との手続により電子保証で保証契約を締結し、「認証キー等のお知らせ」（保証契約番号、認証キーが記載されたPDFファイル）を取得する。

※電子保証での保証契約の手続の詳細については保証事業会社にお問い合わせください。

②「認証キー等のお知らせ」（PDFファイル）を契約課にメールで送信する、又は「認証キー等のお知らせ」を印刷したものを契約課に提出する。

③（メールで送信した場合のみ）契約課に電話で連絡する。

※前払金の支払遅延等の防止のため、メール後の電話連絡へのご協力をお願いいたします。

倉敷市総務局総務部契約課（工事契約担当）

電話 086-426-3171

FAX 086-426-4234